

Ⅱ 外部評価委員の個別意見

1. 大阪府総務部長 岩田 教之 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. 問題意識の所在

評価制度とは、事務事業を執行する主体自らが改革マインドを持ち、絶えず現状を省みて、課題を発掘し、克服・改善するためのツールとしてビルトインされた仕組みであり、その一つが「内部評価」です。しかし、内部評価は一步間違うと自己満足やアリバイに終わる危険をはらんでいるため、第三者が外部の目線でチェックし、内部評価を機能させ、実効ある改革を後押しできるよう「外部評価」が導入されています。

残念ながら外部評価も形骸化の恐れがあります。総覧的な種々の取組みに対して、委員が自由に意見を述べるのは良いのですが、部外者としての知識不足や時間的制約などから、個人的な感想や思いつきの域を出ず、実効性ある改革につながりにくい場合があります。

また、外部評価の役割について、間違った認識を持たれる懸念があります。外部評価は、内部評価の足らざるところを補い、自己改革を適切にフォローするのが目的なのですが、ややもすれば、内部評価の頭を飛び越えて、大学の研究や教育活動の内容の是非やアイデア提案を外部委員に求めてしまう場合があるのです。内容に対するコミットを求めるなら、審議会、懇話会などを活用すれば足り、外部評価の役割とは異なります。

繰り返しになりますが、外部評価は、大学自身が現状の課題を認識し、改革しようとするアクションについて、外部の目線で評価を加えるものですから、そうした評価を可能にする体制・仕組みがしっかり構築されていなければなりません。しかし、今回の議事録(H28.1.8。私は欠席)、配布資料を読ませていただいたところ、いくつか気懸りな点がありましたので、以下に記します。

2. 外部評価の前提条件

本外部評価委員会のミッションについては、内規で「法学研究科及び高等司法研究科がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証する」と定められています。至極真つ当な規定です。

この規定に沿って、前回(H24年度)の資料には「部局の使命・中期目標等」と「自己点検報告書」が作成されていましたが、なぜか、今回はこれに相当する資料が見当たらず、その理由についての説明もありません。そうであるなら、今回は外部評価を適切に行うための前提条件が満たされていないことになり、問題と言わざるを得ません。

3. 今回のテーマ設定

議事録によると、「教育と人材育成」を柱として議論がなされています。

この評価テーマは事前に外部委員には示されていませんでした(理由は不明)。事前に提示があれば、その観点から資料を読み込むことができた訳で、より活発な議論になったと推察されます。

次に、テーマ選定の理由を議事録から読み解くと、こうです。

- ・「今の社会が必要としている課題解決能力の高い人材の養成」、「グローバルに活躍できる人材を国際社会に送り出す」ことが求められている。
- ・「専門分野が過度に細分化し、タコツボ化している」「学生に社会を生き抜く力を身につけさせる教育が不十分ではないのか」「養成する人物像が必ずしも明確になっていないのではないか」といった疑問が社会で出ていることに応える。

テーマの背景は分かりますが、実際に評価を行うとなれば、前提条件をしっかりと押さえておく必要があります。

- ・タコツボ化と学生の生きる力は関連あるのか
- ・生きる力を大学が教育できていないのか
- ・そもそも大学教育の目的は生きる力を身に着けさせることなのか
- ・養成する人物像を明確に持っていないのか

などについて、法学研究科としての考え方・方針を明らかにし、現状を把握し、検証を行わないといけません。今回は自己点検・評価結果が示されていないため、何を以て外部評価すればいいのか、正直、判断に悩むところです。

4. 議事録から窺える外部評価の課題

「教育と人材育成」のテーマでいう「人材」とは、議事録では「今の社会が必要としている課題解決能力の高い人材」、「グローバルに活躍できる人材」と想定されています。

「グローバルに活躍できる人材」はよく見聞きする言葉ですが、どんな人材か、実像がはっきりしません。英語が話せる、外国で働く、日本と外国を往復してビジネスする、外国の研究者・企業をカウンターパートナーとする…など様々考えられますが、活躍の実態を定量的に把握することは大変難しいことです。

さらに言うなら「グローバル人材」「課題解決能力の高い人材」の育成は、法学研究科として取り組むべきことなのか、取り組むことができるのか、といった根本議論も必要であり、闇雲にグローバル人材を求めても「無い物ねだり」の議論になる可能性もあります。成果主義的な発想に立てば、大学教育と人材育成が手段と目的の関係にあると仮定できますが、目的である「人材育成」の成果を定量的に把握できなければ、手段の「教育内容」の質を高められるよう評価することはできません。

(議事録より編集)

- ・学生の教育の耐性が格段に落ちている。
- ・海外派遣に内向き志向の法学科生が国際公共政策学科が加わったことで外に目を向け始めた。
- ・2学科制による成果の一つが「政策学生会議フォーラム」コンテスト優勝。
- ・優秀な海外学生の受け入れが難しいが、どういう学生を受け入れ、どういう教育をしていくかの戦略を持つ必要がある。
- ・英語による講義、短期海外プログラム。
- ・留学は8機関と締結(アジア圏中心)、47, 29, 40名インバウンド→アウトバウンド、18名把握(学生が自主的に行って勉強)。
- ・「智適塾」新しい教育、新教材、海外の法律事務所との提携、企業での実態教育・研究。
- ・外務省TOEFL100点目標。
- ・銀行の執行役員の2割外国籍、現地幹部。英語、英文読み。

「どんな困難課題にも対応でき、英語が話せて、国境を越えて仕事をし、知名度が高く、国内外から注目を浴びる学生、研究者、法曹、公務員、企業人」という人材イメージは、「人の生き様、人生の所作」みたいなものであり、それに法学研究科がどのように関わるべきかをアプローチしても頓挫するような気がします。「大学ってそもそも何するところ？」に類する議論は否定しませんが、外部評価とは異次元のテーマであり、ましてや「社会を生き抜く力を身に着けさせる教育」となると、前に記したとおり、大学が果たすべき重要な役割なのか、疑問に感じるところです。

実際、議事録では「教育内容」の説明に軸足が置かれ、成果であるはずの「人材」に関する議論がほとんどなかったことが、「教育と人材育成」という漠然としたテーマの難しさを物語っています。

(議事録より編集)

- ・法学研究科、高等司法研究科、国際公共政策研究科、知的財産センターが連携している。
- ・実学重視として官僚、国際機関職員に教員でお越しいただいている。立法学、政策法務。
- ・自主的学びの支援、自習室、キャリア支援、行政研究会。
- ・入試制度改革としての世界適塾AO入試。
- ・大学院(法学研究科、博士前期課程)、定員35:総合法政プログラム(一般、社会人、留学生)、研究者言養成プログラム、知的財産法プログラム(総合コース、特別コース:社会人)、(後期課程)定員12名/1学年→研究者養成が主目的。課題として定員充足率5割、教員ポストの少なさ、魅力を感じるか。

- ・知的財産センター(6年前設置)、法学研究科・高等司法研究科と産学・市町村連携のセンサー、つなぎ役。システムチックに教育に反映する実証実験、インターンとして実態を学ぶ、職域を広げるチャンスを学生(知財教育、弁理士、弁護士資格を持つ者)に感じてもらう。
- ・T P P、特許、著作権の保護、保護期間の延長、討論テーマ化の提案。
- ・薬研究、薬の情報の保護期間、薬学は大学の強み、知財センターの存在アピール。
- ・知財センター、3つの役割、全学部生のモラル、理系研究科に知財を学ぶ講座、企業・教授・弁護士が夜間プログラムに入学。
- ・国際社会、グローバル、海外に出る、外交官、国際機関での活躍を目指す。

5. ささやかな提案

原点に立ち戻り、外部評価とはいったい何を評価するのか、今一度、整理する必要があります。決して気楽な放談会、懇親会に終わらせてはいけません。委員会の運営に公費が投入されている以上、あるべき評価の仕組みを作り、実効性ある結論が導き出せるシステムとして構築する必要があります。

あるべき評価の仕組みとして欠かせないのは、外部評価委員に「評価してもらいたい対象物」を提示することです。そのヒントとなるキーワードを例示します。

- ◇評価する対象の期間(年度)を設定する。
- ◇評価テーマ(観点、切り口等)を設定する。
- ◇評価テーマに関連する実際の取組み(メニュー・プログラム等)の計画(目標)と実績を整理・比較する。
- ◇以上を踏まえて大学が自己評価を行う。
- ◇自己評価として、計画(目標設定)の妥当性、計画を達成したかどうかを分析し、未達の要因分析、課題解決に向けた対応方策の検討を行う。
- ◇外部評価は、自己評価のやり方、分析の結果等に対して評価を行う。
- ◇開催頻度を増やす(現行の3年に一回の見直し)。
- ◇コスト・時間に配慮し食事付会議にしない。

なお、前回の「自己点検報告書」は、2011(H23)年度に行われた「研究活動」「教育活動」「外部連携及び社会連携」「F D / 評価体制」の点検であり、総じて「おおむね適正、充実、活発に行われている」と評価し、一部「さらなる拡充が望まれる」と書かれていますが、評価基準が明確でないため、両者の違いの根拠が不明で、どのように点検を行ったかのプロセスも分かりません。

6. 終わりに

形ばかりの評価とすることは簡単です。しかし、真摯に自己改革に取り組むのであれば、評価

を外部に一任することなく、自らが行う評価の改善のために外部の目線を効果的に活用することを基本スタンスとして、改革にまい進されることを切望し、また、大いに期待いたします。

以 上

2. 独立行政法人国際交流基金上級審議役 亀岡 雄 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. はじめに

初めて外部評価委員に任命され、大阪大学法学部及び法学研究科の現状について詳細なご説明を頂いたことに感謝したいと思います。法学部及び法学研究科はこれまで評価に値する実績を挙げていると考えますが、法曹界のみならず将来の企業や役所の幹部として活躍することが期待される卒業生を教育する役割を今後とも果たしていただきたく、ぜひ国際社会の動向や日本社会の変化を視野に入れた幅広い観点から、継続的な教育内容の見直しに力を入れていただきたいと思います。日本の経済のグローバル化が進む中で、阪大生には、専門分野について対外的に自分の意見を持って語れるようになってもらいたいと考えています。

2. 国際交流

法学部ではこれまで積極的に留学生を受け入れてきた実績がありますが、これからは日本の学生の送り出しのほうにも力を入れていく必要があるように思います。すでにオーストラリアへの短期の海外派遣を実施されていますが、国際機関などへの就職を目指すのであれば、より長期、そしてより多様な派遣先も検討してほしいものです。大学間協定に基づく留学生の受け入れは、日本の学生の送り出しを前提としているはずなので、なおさら必要なのではないかと思います。

現在私は、文化交流を通じて日本と世界の人々の間で相互理解の促進を任務とする独立行政法人に勤務しています。東南アジアなど多くの国々で若者が日本の文化に興味をもっていることを強く感じています。現在日本に大勢のアジアの国々の人々が観光で来るようになってきているのはその現れです。これからの世界を生きる日本の若い人も積極的に海外に出て、日本が外からどのように見られているのかぜひ実感してもらいたいと思っています。

3. 語学力について

先日新聞で読んだことですが、外務省は入省する職員が即戦力として他国の外交官と意見交換できるよう、国際的な英語のテスト TOEFL のスコアで 100 点以上の獲得を目標に課すことを決めたそうです（注 1）。テストでどこまで実際の語学力が測れるのかは疑問の余地がありますが、勉強しないよりはいいのではないかと思います。日本人の平均が 70 と言われる中、100 というスコアはなかなか取れないと思いますが、国際的な交渉の場で活躍することを目指すのであればそれぐらい求められているということは認識する必要があります。

また、これも別の新聞で読んだことですが、三井住友フィナンシャルグループの宮田社長は、三井住友銀行の役員について将来的には執行役員の以上の 2 割程度を外国籍にしたいと語ったそうです（注 2）。銀行全体の収益に占める海外事業の割合が 4 割を超えたので、これにあわせて現地での幹部の登用を増やしたいと言うことだそうです。もちろんこの 2 割のうち何人かは日本語に堪能な方がいると思われませんが、そうでない可能性も充分にあり、役員会の会議は将来英語になる可能

性は充分あります。企業の将来の幹部を目指すのであれば英語力はある程度必須になっていると思います。

また、昨年行われた新入社員の海外志向に関する調査の中で、会社のグローバル化が進むと認識している人が多い中で、新入社員の **63.7%**が海外で働きたくないと回答し、そのうち約三分の二がその理由として「自分の語学に自信がないから」を挙げています（注3）。帰国子女のように流暢な英語で話せるようになることはもともと求められていませんので、大学では大量の英文を読んだ上で、自分の考えを書いたり、討論したりできるような自信をつけて欲しいと思います。東京大学でも今年度から、教養学部における英語教育を見直して、それまでの少人数授業に加えて（学術的な口頭発表、討論など発話力育成に重点を置いた授業）も行うようにしたそうです。外務省ではありませんが、少なくとも国際公共政策学科では、なんらかの外部試験を活用した達成目標設定も考えられても良いのではないかと思います。

4. 専門教育

法学部なので、卒業生には法律や政治学、公共政策のどれかについて、自分の意見を語れるようになっていただきたいと思います。法律についていえば、せっかく知的財産センターがあるので積極的な教育への関与を期待したいと思います。私の個人的な経験からは、著作権法は、昨年合意を見た TPP 条約によって著作権の保護期間の延長やこれまで日本の法体系の中ではなかった法定損害賠償制度の導入などが提起されていて、学生にとって身近で大変良い題材なのではないかと思います。権利者の経済的利益と利用者の利便性の確保のバランスをどう考えるのかを考える題材にして欲しいと思います。TPP 以外にも特許や著作権など知的財産権全般にわたって議論しているのはジュネーブにある WIPO 世界知的所有権機関です。そこでは各国の知的所有権に関する法体系を根本的に変えかねないような議論も行われていることも知ってほしいと思います。会議の資料等はウェブ上で公開されているので、もし法学部で活用されていないのであれば、研究と教育の題材として活用されても良いのではないかと思います。

出典

（注1）読売新聞 1月4日付け

（注2）朝日新聞 2015年12月25日付け

（注3）産業能率大学「新入社員のグローバル意識調査（第6回）」

以 上

3. 兵庫県弁護士会会長 幸寺 覚 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1 法学部教育

国際公共政策学科を平成20年に新設して、2学科制とすることにより、より多様な人材を育成しようとしている。同学科では、法学・政治学・経済学の知見を複合的に利用するというものである。ただ、その中身が外部に少し分かりにくく、具体的にどのような特色があるのか、そして卒業後の就職先にどのような特色があるのか等に関する広報が十分にできているか、今一度検討されるのがいいと思う。実学重視、国際性を備えた人材育成、自主的学びへの支援というのも、本来法学科でも同じく重要な取組みとすべきであり、国際公共政策学科独自の取組みと言うのも少しインパクトが弱い気がする。

2 大学院教育

社学連携の理念のもと、地方公務員と一緒に地方自治演習等の講義を開講したり、平日夜間に知的財産法プログラムなどを実施し、社会との連携を強化し、より実践的な講義を企画しているところは高く評価できる。そして、博士前期課程の定員充足率も100%以上満たしており充実しているが、進学者を含む就職率はここ数年約7割となっており、この数字を良いとみるかどうか微妙である。

それと比較して、後期課程においては、定員充足率はここ2年100%を満たさない状況であり、入学者と修了者を比較しても全員修了していないようであり、常勤の大学教員に就職する数も少ない。もう少し、広い観点から研究者の候補者を集めるという意味では、高等司法研究科学生との連携などは有用であると思われる。

3 留学

アジアが多い傾向はあるが、多くの国と交流協定を締結し、留学生を積極的に受け入れて、外国から良い留学生を集めるためのリクルート出張までして良い人材を確保しようとしている点など高く評価できるものである。一方、法学部生の送り出しは、必ずしも積極的に学生の応募がないとのことであり、人数も留学生と比較して絶対数も少ない。学生に対し、国際化が重要であることを十分に説明して、アウトバウンドの方にも力を入れる必要がある。国際性を備えた人材の育成には、相互交流が絶対必要であり、インとアウトとバランス良く実績が出せるよう工夫すべきである。

4 知的財産教育と産学連携

ポスト法科大学院において、官公庁や海外でのインターンシップを大いに活用して、社学連携などを重視し、実務的な教育を生かそうしており、特に知財では必要とされる実践的な取組みは高く評価される。パブリック法曹養成、グローバル法曹養成、智適塾プロジェクトによる先端的

法曹養成などでの実践が、その人材育成を支えている。ただ、実務での将来の活躍を考えるなら、上記のような観点も重要であるが、もう少しゼネラリストとしての知財専門家の要請、幅広く知財に長けている人材の養成が重要である側面も有すると思われる。

5 まとめ

人材育成という意味では、国際性や実務で実践できる教育というのは必須であると思われ、その意味では、外部との連携は必要不可欠であり、そしてそのような連携をするポイントとしては、本学OB、OGの活用も非常に重要である。

他大学と比較して、おとなしく平凡に見えがちな阪大であるが、その個性を生かし、マニュアルから脱出する若手の育成をされんことを期待する。

以 上

4. 京都大学大学院法学研究科長 潮見 佳男 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

大阪大学法学部・法学研究科は、法学部開設以来、「地域に生き、世界に伸びる」というスローガンの下、優位な人材を多数輩出してきた。それでも、法学部開設 30 周年を迎えたあたりでは、理論教育と実務教育を平行して進めつつも、両者の連携と融合という視点はそれほど前面に出ていたとはいえない状況にあった（学生に対する実務教育・国際化に向けた教育の試みがスポットでの個別企画に終始していたということが、今振り返ると当時の最大の問題であった）。そのような中で、今回、外部評価委員として参加し、説明を受ける中で、理論教育と実務教育との連携と融合が、学部・大学院のいずれもレベルにおいても実態を伴って実践されていることが確認できた。とりわけ、知財教育をめぐる試みは、人材育成・キャリアサポートという面で、法学部・法学研究科を超え、大学レベルでの斬新な試みとして、わが国のめざすべき教育を先導しているのみならず、産官学連携の中核を担う研究組織としての大学の姿を示す点で、特筆に値するものである。また、学部・大学院のいずれにおいても、単に職業訓練を主眼とする実務実践型の教育カリキュラムを組むのではなく、基礎理論教育の徹底を図りそのうえでの実践型教育を遂行する姿勢を鮮明にしている点も、人材育成・キャリアサポート面での大阪大学法学部・法学研究科の強みといえるところである（「実学の阪大」というのは、伝統的には、強固な理論的基礎に裏づけられたものである）。さらに、学部・大学院としての国際連携・国際的拠点形成の試みも、教員の多大な努力の上に成り立っていることを考慮したとき、その実績ともども、わが国の法学部・法学研究科の先陣を切って進むものということができる。学部教育における国際公共政策学科での英語での授業科目の必須化の取組みなど、国際的に通用する人材を育成するうえで今後もさらに続けていくのが適切と思われる取組みも多い。

そのうえで、大阪大学法学部・法学研究科の強みを活かす上で、さらに検討を加えることが適切ではないかと感じた点を、以下に示しておく。

第一に、学部教育における法学科と国際公共政策科との関係をいかに考えていくかである。私が見るところ、国際的視野を備え、実務に強く、法学・政治学に関する理論的基礎を修得した学生を養成する点において、両学科のめざすところは、かなりの部分が重なっている。それぞれの学科のアイデンティティをいかにして今後も確保していくのが将来的には問われうることも、考えておく必要がある。

第二に、今回の外部評価委員会では主たる審議事項とはならなかったが、今日の大学教育・高校教育を踏まえたとき、大学入学以降の教養教育と語学教育を担う全学の共通教育科目・カリキュラムと法学部での専門教育・語学教育との連携をいかに図り、段階的学習のためのプロセスを提示するかが重要であると思われる。今回見ることができた資料及び委員会での参加教員からの

説明等からは、法学部・法学研究科の教員の方々の負担が、他の国立大学法人の法学部の教員に比して過重になっているのではないかという印象を受けた。国際協力・産学連携も含め、全学レベルでの共通教育や人材育成・キャリアサポートに委ねるべきところは委ね、法学部・法学研究科として独自に行うべき教育や人材育成・キャリアサポートに絞りこむことも、検討に値するのではないかとも思われる。

第三に、他の大学の法学研究科にもあてはまる場所であるが、大阪大学法学研究科でも、法科大学院制度発足以降、法学・政治学系の研究者養成が以前に比して実績を挙げていないのではないかと推察される。関西の雄として、わが国の理論を先導する法学・政治学研究者を輩出することは、大阪大学にとって、人材育成という面から見て、将来のわが国の教育・研究基盤、そして社会インフラを充実させるうえで、きわめて重要な使命である。この方向での優秀な学生の研究科への勧誘等にもいっそう尽力されることを望むものである。

以 上

5. 独立行政法人関西経済連合会理事 藤原 幸則 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

大阪大学の法学部、法学研究科、高等司法研究科が、わが国でも有数の教育・研究機関として高く評価される活動を展開されていることに改めて敬意を表します。今後のさらなる活動の充実に向けて以下のコメントが何らかご参考になれば幸いです。

1. 提案①：学生評価システムの構築

ゼミや研究室に所属する学生・院生に対しては、担当教員が指導・育成に責任を持って取り組み、学生・院生の学習・研究活動とその成果を記録し、卒業・修了時には企業等と大学で共有する基礎的な評価基準に照らした人物評価を提示する仕組みを構築すると良いのではないかと考えます。また、そのための教育・研究カリキュラムの立案検討に際しても、より一層、行政や企業等の意見を採り入れる体制を充実させていただいてはと考えます。さらに、卒業・修了年次の学生・院生から、企業関係者、行政関係者等に向けて4年間（大学院修士なら2年間）で何を学んだかプレゼンテーションする学習・研究成果報告会を開催し、外部の目を入れた評価を入れることも一案かと思えます。

産学間で求める人材像の共有とその育成に向けたプロセスを情報提供することにより、大学の人材育成機能がより充実され、学生・企業等の双方からみた大学の魅力や評価を高め、国内外、地域内外から意欲ある人が集まる大学となりうると思えます。

2. 提案②：国際会議開催等、海外人材受け入れを通じたグローバル化のさらなる推進

大阪大学の持つ独自のネットワークを活用して、パブリック法曹の養成、グローバル法曹の養成といった特徴ある取り組みをグローバルに展開することが必要ではないかと考えます。大学が取り組む先進事例の紹介等を国際会議の開催を通じて、国内外に発信することで、世界に開かれた研究拠点としての地位を確立し、人を惹きつけることが重要と思われれます。

国際会議の開催のほかに大学が海外の研究者・留学生を積極的に受け入れることも効果的です。大阪大学が海外の大学等の交流協定の締結に積極的に取り組まれていることは高く評価されますので、より一層のネットワーク拡大にご尽力をお願いします。

また、海外の大学・大学院との双方向人材交流の推進も、グローバル化の推進中での人材育成にとりまして有益なものと考えます。例えば、大阪大学法学研究科の院生が海外の大学院とダブル学籍を有し、双方向で一定期間在籍することでダブルディグリーを獲得させる方策も一案かと思われれます。

以 上